

議案第5号

鳥取県立学校管理規則の一部改正について

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出します。

平成20年3月20日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

鳥取県立学校管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 特別支援学校における業務及び役割の実態にかんがみ、学校栄養主任を置くことができることとする。
- (2) 寄宿舎を設ける学校の寄宿舎における管理及び運営の充実を図るため、寄宿舎主任及び寄宿舎副主任を置くことができることとする。

2 規則案の概要

- (1) 特別支援学校に学校栄養主任を置くことができることとする。
- (2) 寄宿舎を設ける学校に、寄宿舎主任及び寄宿舎副主任を置くことができるとし、その職務の内容及び任命の方法は、次のとおりとする。

職	職務の内容	任命の方法
寄宿舎主任	寄宿舎主任は、上司の命を受け、寄宿舎指導員の業務に従事するとともに、寮務主任又は舎監を補佐する。	寄宿舎指導員の中から、教育委員会がこれを任命する。
寄宿舎副主任	寄宿舎副主任は、上司の命を受け、寄宿舎指導員の業務に従事するとともに、寄宿舎主任を補佐する。	

- (3) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則案

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>(学校栄養主任等)</u> 第33条の2 特別支援学校に、<u>学校栄養主任及び学校栄養職員（以下「学校栄養主任等」という。）</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>学校栄養主任等は、上司の命を受け、学校給食等の栄養に関する職務に従事する。</u></p> <p>3 <u>学校栄養主任等は、技術職員の中から、教育委員会がこれを命ずる。</u></p> <p><u>(寄宿舎主任等)</u> 第34条 <u>寄宿舎を設ける学校に、寄宿舎主任及び寄宿舎副主任を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>寄宿舎主任は、上司の命を受け、寄宿舎指導員の業務に従事するとともに、寮務主任又は舎監を補佐する。</u></p> <p>3 <u>寄宿舎副主任は、上司の命を受け、寄宿舎指導員の業務に従事するとともに、寄宿舎主任を補佐する。</u></p> <p>4 <u>寄宿舎主任及び寄宿舎副主任は、寄宿舎指導員の中から、教育委員会がこれを命ずる。</u></p>	<p><u>(学校栄養職員)</u> 第33条の2 特別支援学校に、<u>学校栄養職員</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>学校栄養職員は、上司の命を受け、学校給食等の栄養に関する職務に従事する。</u></p> <p>3 <u>学校栄養職員は、技術職員の中から、教育委員会がこれを命ずる。</u></p> <p><u>(寄宿舎指導員)</u> 第34条 <u>寄宿舎指導員は、上司の命を受け、寄宿舎における児童及び生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。</u></p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。